

社団法人 日本精神神経学会 定款

第1章 総則

第1条 この法人は、社団法人日本精神神経学会という。

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷5丁目25番18号におく。

第2章 目的および事業

第3条 この法人は、精神医学と神経学の研究を進め、会員相互間の連絡提携を図り、もって学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 学術講演会の開催
- 二 機関誌および学術図書の刊行
- 三 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同し、所定の会費を納めるもの。
- 二 名誉会員 専門の学術またはこの法人に対し特に功労のあった者のうちから、総会の議決をもって推薦する者。

2 この法人の会費は、総会の議決により別に定める。

第6条 正会員になろうとするものは、会員2名の推薦状およびその年度の会費相当額を添えて所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌の配布を受け、機関誌に投稿し、この法人の開催する学術講演会に研究発表をすることができる。

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 一 退会
- 二 会費の滞納
- 三 禁治産および準禁治産の宣告
- 四 死亡、失踪宣告
- 五 除名

第9条 会員で退会しようとするものは、理由を付し

て退会届を提出しなければならない。

第10条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったときは、理事長が評議員会の議決を経てこれを除名することができる。

第11条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 会長、副会長、理事、監事、評議員および職員

第12条 この法人には、会長、副会長各1名および評議員若干名をおく。

第13条 この法人には、次の役員をおく。

理事 20名（うち、理事長1名）

監事 2名

第14条 会長、副会長および理事は、評議員のなかで互選し、監事は、会員の中から評議員会において選挙し、いずれも総会の承認を受ける。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 評議員は、会員の中から会員によって選挙する。

第15条 会長は、通常総会および評議員会の議長となり、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第16条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務につき、定款に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を決議し、執行する。

第17条 理事長は、この法人の業務を総括し、この法人を代表する。

2 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名した理事がその職務を代行する。

3 理事長が欠けたときは、理事会は速やかに補欠選挙を行わなくてはならない。

第18条 監事は、民法第59条の職務を行なう。

第19条 評議員は、評議員会を組織してこの定款に定める事項を行なうほか、学術講演会の開催、機関誌の編集に関する事項、その他この法人の目

的達成に必要な事項について審議する。

第20条 会長、副会長の任期は、前任の会長が主宰する学術講演会の終了の日の翌日から次の学術講演会の終了の日までとする。

第21条 理事、監事および評議員の任期は3年とする。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

第22条 会長、副会長、役員および評議員は、この法人の各職務を行うにふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事会および評議員会の議決により、これを解任することができる。

第23条 この法人の事務を処理するため、参事および事務職員をおく。

2 参事は、理事会が会員中から選任する。

3 事務職員は、理事長が任免し、有給とする。

第24条 理事長は、この法人の目的を達成するために、委員会を設け会員中から委員を委嘱することができる。

第25条 会長は、学術講演会関係事務項に委嘱するため、会員中から学会委員若干名を選任することができる。

第5章 会議

第26条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2箇月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、理事または監事が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。

第27条 理事長は、評議員会の議決をもって要求のあったとき、または会員現在数の5分の1から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

第28条 臨時総会の議長は、会議のつど会員の互選によって定める。

第29条 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第30条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を

受けなければならない。

一 事業計画および収支予算についての事項

二 事業報告および収支決算についての事項

三 財産目録についての事項

四 その他理事会、評議員会において必要と認められた事項

第31条 総会の議事の要領および議決した事項は会員に通知する。

第32条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印し、これを保存する。

第33条 この法人は、毎年1回通常総会招集のときに学術講演会を開き、会長主宰のもとに会員の研究業績の発表および討議を行なう。

第34条 評議員会は、必要に応じ、会長または理事長が招集する。また理事長は評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、すみやかに評議員会を開催しなければならない。

第35条 理事会は毎年2回以上理事長がこれを招集する。

2 理事長は理事の半数以上から会議に目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

第36条 総会は、会員の10分の1以上、評議員会は、評議員の3分の1以上、理事会は、理事の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

第37条 会議の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 資産及び会計

第38条 この法人の資産はつぎの通りとする。

一 別紙財産目録記載の財産

二 会費

三 事業に伴う収入

四 資産から生ずる果実

五 寄付金品

六 その他の収入

第39条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産の部に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品で、寄付者の指定のあるものはその指定に従う。

第40条 この法人の資産は、理事会の議決を得て理事長が管理し、基本財産のうち、現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、あるいは確実な信託銀行に信託して、理事長が保管する。

第41条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事会および評議員会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第42条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、資産から生ずる果実および寄付金等の運用財産をもって支弁する。

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始以前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第44条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に理事長が作成し、財産目録、事業報告書および会員の移動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会、評議員会および総会の承認を受けて文部大臣に報告しなければならない。

第45条 この法人の収支決算に剰余金のあるときは、理事会および評議員会の議決ならびに総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産

に編入しまたは翌年度に繰り越すものとする。

第46条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第47条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更および解散

第48条 この定款は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第49条 この法人の解散は、理事および会員現在数のおおのの3分の2以上の同意を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

第50条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事および会員現在数のおおのの3分の2以上の同意を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第8章 補 則

第51条 この定款施行についての細則は、理事会、評議員会および総会の議決を経て別に定める。

付 則

この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

昭和21年7月10日制定、昭和35年8月13日一部変更、昭和37年9月21日一部変更、昭和39年8月13日一部変更、昭和43年9月18日一部変更、昭和44年11月11日一部変更、昭和45年7月9日一部変更、昭和49年10月11日一部変更、昭和53年10月3日一部変更、昭和56年10月18日一部変更、昭和62年8月21日一部変更、平成4年8月14日一部変更、平成11年12月8日一部変更認可。